

九州大学におけるネーミングライツの設定等に関する基本方針

平成29年12月13日

総長裁定

最終改正：令和6年4月1日

1. 趣旨

この基本方針は、ネーミングライツの適正な導入を図るため、その設定等に関し必要な事項を定める。

2. 目的

ネーミングライツ事業は、九州大学（以下「本学」という。）の施設及びスペース（以下「施設等」という。）の公募による愛称の設定を通じて、当該施設等の知名度の向上を図り、もって本学及び地域の活性化に資するほか、民間企業等と連携する機会を拡大するとともに、新たな財源を確保し、健全で安定した財政基盤を確立することを目的とする。

なお、ネーミングライツの導入は、本学の運営に支障を及ぼさず、当該施設等の用途又は目的を妨げない範囲において行うものとする。

3. 定義

この基本方針において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- ① ネーミングライツ 本学の施設等に対して企業名、商標名等を冠した愛称を付与する権利をいう。
- ② ネーミングライツパートナー ネーミングライツを取得した企業等をいう。

4. ネーミングライツ設定委員会

- (1) ネーミングライツの対象となる施設等（以下「対象施設等」という。）を選定するとともに、公募に必要な募集要項を策定し、かつ、応募者の中からネーミングライツパートナーの候補者を選定するため、ネーミングライツ設定委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- (2) (1)に定めるもののほか、委員会の組織及び運営等に関して必要な事項は、別に定める。

5. 対象施設等

- (1) 対象施設等は、ネーミングライツを設定しようとする施設等の関係部局長の申請に基づき、委員会において選定するものとする。
- (2) (1)の定めにかかわらず、委員会は自ら対象施設等を選定することができる。ただし、当該対象施設等が関係部局長の管理運営するものであるときは、あらかじめ当該関係部局長の同意を得なければならない。

- (3) (1)及び(2)の申請・選定について、以下の施設等はその対象外とする。
- ① 九州大学基金規程（平成22年度九大規程第8号）第8条に規定する謝意の表明により寄附者の氏名等を冠した施設等
 - ② 共同研究等の実施に伴い、企業や共同研究テーマ等を冠した施設等
 - ③ 公募等により愛称が付されている施設等
 - ④ 全学レンタルスペース等の一時的な利用を前提とする施設等
 - ⑤ その他ネーミングライツを設定することがふさわしくない施設等

6. 愛称の条件

愛称は、当該対象施設等にふさわしいものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、愛称として用いることができないものとする。

- ① 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- ② 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ③ 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
- ④ 社会問題等の主義、主張に係るもの
- ⑤ 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- ⑥ 求縁又は男女の交際、通信等に関するもの
- ⑦ 本学の信用又は品位を害するおそれのあるもの
- ⑧ 基本人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- ⑨ 詐欺的な取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの
- ⑩ 良好的景観の形成又は風致の維持等を害するおそれのあるもの
- ⑪ 集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるもの
- ⑫ その他、本学が愛称として設定することが適当でないと認めたもの

7. 契約期間

原則として3年以上とする。

8. ネーミングライツ料

ネーミングライツ料は、類似する他の施設等、対象施設等の利用状況（見込みを含む。）及びメディアへの露出状況等を勘案し、対象施設等ごとに、委員会において希望額を決定し、募集要項で示す。なお、これを下回る応募も可能とする。

9. 公募

- (1) 対象施設等及びネーミングライツ料のほか、審査基準、愛称設定に伴う費用の負担その他公募に関し必要な事項は、委員会において募集要項により個別に定めるととも

に、総長に報告しなければならない。

- (2) 公募に際しては、本学ホームページや広報誌等への募集要項の掲載、関係機関への資料提供など多様な媒体を活用して、その旨を幅広く周知するものとする。

1 0. ネーミングライツパートナーの決定及び契約の締結

- (1) ネーミングライツパートナーは、委員会において応募者の適格性、愛称のふさわしさ、契約期間及びネーミングライツ料などを審議の上、総長が決定し役員会へ報告するものとする。
- (2) (1)により決定したネーミングライツパートナーとの間でネーミングライツに関する契約を締結する。また、当該ネーミングライツパートナーとは、契約期間の満了後、当該施設等のネーミングライツの設定に当たり、優先的に交渉することができるものとする。
- (3) ネーミングライツパートナーの選定の結果は、全ての応募者に文書で通知するとともに、本学のホームページや広報誌等により公表するものとする。

1 1. 本学の責務

設定された愛称は、学内外における呼称として、本学のホームページや広報誌等で幅広く使用するなど普及に努める。ただし、愛称であることを踏まえ、本学規則等においては、対象施設等の愛称について規定しない。

1 2. ネーミングライツパートナーの責務

- (1) ネーミングライツパートナーは、設定した愛称に関する一切の責任を負うものとする。
- (2) 第三者から愛称に関して苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、ネーミングライツパートナーの責任及び負担において解決しなければならない。

1 3. 本学の解除権

- (1) 本学は、ネーミングライツパートナーが次の各号のいずれかに該当する場合は、ネーミングライツパートナーの決定を取り消し、又は契約を解除することができるものとする。
- ① ネーミングライツ料の未払いがあったとき。
 - ② 募集要項に定める応募資格を満たさなくなったとき。
 - ③ その他ネーミングライツパートナーとすることが適当でないと認められるとき。
- (2) (1)の場合、ネーミングライツパートナーは、原状回復等に必要な費用を負担するとともに、全契約期間の契約金額の10分の1に相当する額を違約金として支払う義務を負う。

- (3) 本学は、(1)によるほか、必要があるときは、ネーミングライツパートナーの決定を取り消し、又は契約を解除することができる。
- (4) 本学は、(3)によりネーミングライツパートナーの決定を取り消し、又は契約を解除したことによってネーミングライツパートナーに損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、本学とネーミングライツパートナーとの間で協議して定める。
- (5) 本学の解除権の行使は、委員会及び役員会の議を経て総長が決定する。

1 4. ネーミングライツパートナーの解除権

- (1) ネーミングライツパートナーは、本学がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、契約を解除することができる。
- (2) 1 3 (4)は、(1)によりこの契約が解除された場合に準用する。
- (3) ネーミングライツパートナーは、(1)によるほか、原状回復等に必要な費用を負担するとともに、違約金を支払うことにより契約を解除することができる。この場合における違約金の額は、本学とネーミングライツパートナーとの間で協議して定める。

1 5. 実施

この基本方針は、平成29年12月13日から実施する。

附 記

この基本方針は、令和4年8月26日から実施する。

この基本方針は、令和6年4月1日から実施する。